

福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

カルフェア・レポート

発行: MMPG医療·福祉·介護経営研究所 福祉経営研究室

発信者:株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町 1-3-29MRRデルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発信者)から無料で提供させて頂いております◆

「こども大綱」策定に向け中間の取りまとめを公表

~こども家庭庁

こども家庭庁のこども家庭審議会は9月29日、こども施策の基本的な方針や 重要事項等を盛り込む「こども大綱」策定に向けて中間整理を取りまとめた。

こども大綱は、これまで別々に作成されていた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」を一つに東ね、こども施策の基本的な方針や重要事項等を一元化するもの。今回の中間整理では、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の6本柱を基本的な方針に定めた。そのうえで、ライフステージを通して縦断的に取り組むべき事項や、幼少期・学童期・青年期などライフステージ別の重要事項を盛り込んだ。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、 権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、 十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前 提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を 阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との 連携を重視する

こども家庭庁では中間整理をもとに、こどもや若者、子育て当事者等関係者の 意見を募集しており、集まった意見も踏まえて年内に答申を行うとしている。

テクノロジー活用推進に対する評価を求める

~厚生労働省

厚生労働省は 10 月 2 日、「第 226 回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024 年度介護報酬改定に向けて、前回に続き関係団体ヒアリングを行った。 出席した日本ケアテック協会は、介護現場でのテクノロジーの有効活用を推進する立場から、地域包括ケアの DX 化に向けた取り組みを介護報酬で評価することを提案。具体的に、居宅介護支援事業所については、▽IoT を導入することにより利用者の日々の生活の状況を把握し、アセスメントに活かす場合の評価の仕組みを検討することや、▽IoT の活用がケアマネの居宅訪問と同等の効果があると認められる場合は、基本報酬の逓減制を緩和することなどを求めた。また、ICT 化を推進する事業所については、▽介護現場で ICT 導入に係る外部有識者・コンサルタントを活用するにあたっての補助・助成の仕組みを充実させることや、▽必要な知識を身に付ける管理職・スタッフの資格要件を検討し、その資格をサービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算等においても評価することを要望した。

審議では、これらの提案に「まったく同感」と賛同する声があった一方で、「現場でICTを使いこなしていくには、リーダー格の職員(管理職)の存在が不可欠」「外部専門家を事業所に紹介する仕組みが必要」といった意見や、教育やコンサルティングに必要な費用についての質問が出た。

ヘルパーの深刻な人材不足を懸念 報酬アップを要望

~厚生労働省

厚生労働省は9月27日、「第225回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024年度介護報酬改定に向けて意見や要望を聞く、第1回目の関係団体ヒアリングを実施した。

この日、意見を述べたのは、全国ホームへルパー協議会、日本ホームへルパー協会、日本認知症グループホーム協会、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会、地域共生ケア全国ネットワーク、全国介護事業者連盟、日本福祉用具供給協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、高齢者住まい事業者団体連合会等、全国介護付きホーム協会、高齢者住宅協会、全国個室ユニット型施設推進協議会、介護人材政策研究会。

全国ホームヘルパー協議会、日本ホームヘルパー協会は、ともに深刻なホーム ヘルパーの人材不足、事業所の経営難を訴え、事業継続に必要な基本報酬のアップ、看取りや認知症ケア等の専門性に対する評価(加算の新設や見直し)を強く求めた。基本報酬アップは、すべての団体に共通する要望だった。

そのほか、介護支援専門員の不足を訴える声もあり、「高い専門性を有するケアマネについても、処遇改善加算と同様の加算を創設すべき」との要望があった。

介護福祉士養成校 入学者数がさらに減少

~公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会は9月28日、「令和5年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査」の結果を公表した。

それによると、今年度の養成施設数(課程)は 296 カ所で前年度比 18 カ所減、入学定員数は 1 万 2,089 人で同 378 人減。この定員数に対して入学者数は 6,197 人と同 605 人減、定員充足率は 51.3%と同 3.3 ポイント減で、過去 5 年間では 2019 年度の 48.5%に次いで 2 番目に低い水準となった。

入学者数の内訳は「新卒者等」が 3,930 人で前年度比 366 人減、「離職者訓練受入数」が 465 人で同 161 人減、「外国人留学生数」が 1,802 人で同 78 人減。「新卒者等」「離職者訓練受入数」「外国人留学生数」とも過去 5 年間で最低だった。

外国人留学生の出身上位 5 カ国は、①ベトナム 430 人、②ネパール 367 人、③ ミャンマー318 人、④中国 213 人、⑤インドネシア 207 人。5 年連続でベトナム人が1位を占めているものの、2019 年度の1,047 人から年々減少し、今年度は前年度の629 人に比べ200 人程度減少した。

介護(予防)サービス利用者 652 万 4,400 人 最多を更新

~厚生労働省

厚生労働省は9月26日、2022年度「介護給付費等実態統計(2022年5月~2023年4月審査分)」の概況を公表した。

それによると、「介護予防サービス及び介護サービス」の年間実受給者は過去最多の652万4,400人で、対前年度14万2,700人(2.2%)の増加。このうち、介護予防サービスは118万4,700人で同4万400人(3.5%)増、介護サービスは559万1,600人で同12万3,000人(2.2%)増となっている。なお、年間実受給者数は、2022年4月~翌年3月の1年間において、一度でも介護予防サービスまたは介護サービスを受給したことのある者の数で、同一人が2回以上いずれかだけのサービスを受給した場合は1人として計上し、同一人が介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた場合は、それぞれに1人として計上している。

また、「2023 年 4 月審査分の受給者 1 人当たり費用額」は 17 万 5,500 円で、 対前年同月審査分比 2,700 円 (1.5%) の増加。介護予防サービスは 2 万 7,900 円で 同 100 円 (0.4%) 増、介護サービスは 20 万 3,100 円で同 3,500 円 (1.7%) 増となっ ている。

なお、介護保険制度で昨年度にかかった介護費用(介護給付費と自己負担)の総額は11兆1,912億円(前年度比約1,621億円(1.5%)増)で、過去最多を更新した。

介護現場における感染対策の手引き(第3版)を公表

~厚生労働省

厚生労働省は9月25日、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について」を自治体等に事務連絡した(介護保険最新情報 Vol. 1172)。

同手引きは、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に 2020 年 10 月 1 日付けで第 1 版が作成され、翌年 3 月 9 日に改訂第 2 版を公表していた。

第3版となる今回は、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映し、 感染症法の位置付け変更など、第2版に所要の見直しを行って作成・公表。今回 から3部構成となり、新型コロナウイルス感染症についての章が、感染症各論の 章に集約された。なお、第3版も今年9月7日時点の情報に基づく内容のため、 今後の感染症の流行や検査・治療などの状況に応じて必要な見直しをしていく。

第3版にあわせて、介護職員のための感染対策マニュアル(手引きの概要版)および感染対策普及リーフレット(手引きのポスター版)も随時見直しを行い、厚生労働省のウェブサイトで公表される予定になっている。

事業所の感染症・災害対策 BCP 「策定完了」は3割以下

~厚生労働省

厚生労働省は9月21日、「第27回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬 改定検証・研究委員会」を開催した。議題は「令和3年度介護報酬改定の効果検 証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の結果(速報値)について」。

同調査は、2021 年度介護報酬改定ですべての介護サービス事業者に対し義務づけられた(ただし、3 年間の経過措置期間あり)「感染症対策や災害対策の強化、及び業務継続に向けた計画(BCP)の策定」などの取り組みが、介護サービス事業者、自治体にどのような影響を与えたかを調べ、上記改定の検証と次期改定に向けた検討用基礎資料を得るためのもの。調査対象は、1 万の事業所と 47 都道府県、1,741 市町村で、回収数は 5,070 事業所、42 都道府県、873 市町村だった。

事業所の回答を見ると、感染症 BCP については、29.3%が「策定完了」で、「策定中」54.6%、「未策定(未着手)」15.6%。自然災害 BCP については、「策定完了」26.8%、「策定中」54.9%、「未策定(未着手)」17.1%だった。BCP「策定完了」事業所のうち、「2021年度以降に策定した事業所」は、感染症 BCPで 91.3%、自然災害 BCPで 82.2%と高く、感染症 BCPで 69.1%、自然災害 BCPで 65.5%が「2~3カ月程度以内で策定し終えた」と回答している。